中区バリアフリー基本構想　交通安全特定事業計画

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第３条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、中区バリアフリー基本構想に則して、同地区の重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

１　特定事業を実施する生活安全経路の区間（別添周辺地図参照）

(1) 桜木町駅周辺地区

ア　栄本町線　　総延長約497メートル
イ　西戸部346号線、桜木東戸塚線　　総延長約275メートル
ウ　西戸部342号線　　総延長約140メートル
エ　国道133号　　総延長約84メートル
オ　国道16号　　総延長約284メートル
カ　高島関内線　　総延長約635メートル
キ　西戸部327号線　　総延長約331メートル
ク　紅葉坂　　総延長約392メートル
ケ　西戸部320号線（横浜能楽堂～紅葉坂）　　総延長約267メートル
　　西戸部320号線（紅葉坂～（予）神奈川県立図書館新本館）
　総延長約27メートル
コ　西戸部328号線　　総延長約321メートル
サ　桜木東戸塚線、六ツ川第153号線、県道弥生台桜木町　　総延長593メートル
シ　野毛山通　　総延長約133メートル
ス　西戸部410号線　　総延長約167メートル
セ　横浜駅根岸線　　総延長約753メートル
ソ　西戸部414号線　　総延長約263メートル
タ　みなとみらい動く歩道（地上部～デッキ部）　　総延長約227メートル
チ　桜木町駅前歩道橋（地上部～デッキ部）　　総延長約94メートル
ツ　協定デッキ（クロスゲート、デッキ部）　　総延長約100メートル
テ　西戸部560号線（さくらみらい橋、地上部～デッキ部）　　総延長約154メートル
ト　西戸部423号線（桜木歩道橋、地上部～デッキ部）　　総延長約86メートル

(2) 馬車道駅周辺地区

ア　高島台295号線　　総延長約926メートル
イ　新港44号線　　総延長約151メートル
ウ　海岸通　　総延長約468メートル
エ　新港42号線　　総延長約146メートル
オ　新港14号線　　総延長約140メートル
カ　万国橋通　　総延長約163メートル
キ　新港７号線　　総延長約267メートル
ク　新港４号線　　総延長約127メートル
ケ　新港３号線　　総延長約111メートル
コ　港湾道路　　総延長約77メートル
サ　新港93号線　　総延長約372メートル
シ　新港２号線　　総延長約241メートル

ス　新港１号線　　総延長約305メートル
セ　新港サークルウォーク（デッキ部）　　総延長約227メートル
(3) 関内駅周辺１地区
ア　栄本町線　　総延長約391メートル
イ　国道133号　　総延長約805メートル
ウ　馬車道通　　総延長約496号線
エ　尾上本町線、県道横浜鎌倉　　総延長約425メートル
オ　新港41号線　　総延長約436メートル
カ　新港78号線　　総延長約439メートル
キ　西戸部554号線　　総延長約87メートル
ク　山下町５号線　　総延長約356メートル
ケ　山下町７号線　　総延長約142メートル
コ　関内本牧線　　総延長約481メートル
サ　国道16号、県道横浜鎌倉（馬車道交差点～山下町５号線）
　総延長約481メートル
シ　新港50号線　　総延長約103メートル
ス　新港56号線　　総延長約107メートル
セ　新港60号線　　総延長約118メートル
ソ　新港77号線　　総延長約122メートル
タ　西戸部444号線　　総延長106メートル
チ　西戸部448号線　　総延長24メートル
ツ　新港47号線　　総延長約30メートル
テ　西戸部447号線　　総延長56メートル
ト　新港27号線　　総延長約56メートル
ナ　新港29号線　　総延長約49メートル
ニ　新港24号線　　総延長約14メートル
ヌ　新港26号線　　総延長約46メートル
ネ　新港25号線　　総延長約122メートル
ノ　新港38号線　　総延長約61メートル
ハ　新港51号線　　総延長約38メートル
ヒ　新港70号線　　総延長約30メートル
フ　新港71号線　　総延長約116メートル
ヘ　新港66号線　　総延長約53メートル
ホ　新港17号線　　総延長約81メートル
マ　西戸部544号線　　総延長約45メートル
(4) 関内駅周辺２地区
ア　西戸部527号線　　総延長約72メートル
イ　西戸部414号線　　総延長約264メートル
ウ　馬車道通　　総延長約78メートル
エ　伊勢佐木町通　　総延長約396メートル
オ　高島関内線　　総延長約127メートル
カ　国道16号、県道横浜鎌倉　　総延長約807メートル

キ　伊勢佐木町92号線　　総延長約180メートル
ク　山下町40号線　　総延長約423メートル
ケ　伊勢佐木町69号線　　総延長約91メートル
コ　山下町12号線　　総延長約419メートル
サ　伊勢佐木町201号線　　総延長約48メートル
シ　横浜駅根岸線　　総延長約642メートル
ス　伊勢佐木町207号線　　総延長約116メートル
セ　伊勢佐木町322号線　　総延長約105メートル
ソ　伊勢佐木町333号線　　総延長約129メートル
タ　伊勢佐木町325号線　　総延長約108メートル
チ　伊勢佐木町82号線　　総延長約229メートル

(5) 伊勢佐木長者町駅周辺地区

ア　横浜駅根岸線　　総延長約360メートル
イ　伊勢佐木町338号線　　総延長56メートル
ウ　伊勢佐木町339号線　　総延長102メートル
エ　山下高砂線　　総延長約54メートル
オ　山下町161号線　　総延長約73メートル
カ　山下町47号線　　総延長約441メートル
キ　伊勢佐木町206号線　　総延長約118メートル
ク　伊勢佐木町336号線　　総延長約119メートル
ケ　山下町101号線　　総延長約122メートル
コ　伊勢佐木町203号線　　総延長約125メートル
サ　山下町58号線　　総延長約109メートル
シ　山下町99号線　　総延長約124メートル
ス　山下町102号線　　総延長約56メートル
セ　山下町103号線　　総延長約65メートル
ソ　山下町124号線　　総延長約48メートル
タ　山下町62号線　　総延長約241メートル
チ　山下町54号線　　総延長約101メートル
ツ　伊勢佐木町82号線　　総延長約361メートル
　　伊勢佐木町82号線（不老町交差点～関内駅南口交差点）　　総延長約76メートル
テ　山下町107号線　　総延長約60メートル
ト　山下町111号線　　総延長約61メートル
ナ　山下町114号線　　総延長約58メートル
二　山下町118号線　　総延長約65メートル
ヌ　山下高砂線　　総延長約180メートル
ネ　山下町130号線　　総延長約91メートル
ノ　山下町125号線　　総延長約183メートル
ハ　関内本牧線　　総延長約96メートル
ヒ　山下町128号線　　総延長約47メートル

(6) 日本大通り駅周辺１地区

ア　国道133号　　総延長約119メートル

イ　日本大通　　総延長約241メートル
ウ　山下町13号線　　総延長約236メートル
エ　山下高砂線　　総延長約541メートル
オ　新港79号線　　総延長約893メートル
カ　新港88号線　　総延長約53メートル
キ　山下町31号線　　総延長約56メートル
ク　山下町17号線　　総延長約739メートル
ケ　富士山町通　　総延長約206メートル
コ　山下町71号線　　総延長約100メートル
サ　山下町25号線　　総延長約92メートル
シ　山下町33号線　　総延長約70メートル
ス　山下町32号線　　総延長約69メートル
セ　山下町22号線　　総延長約132メートル
ソ　山下町19号線　　総延長約86メートル
タ　山下町68号線　　総延長約71メートル
チ　山下町69号線　　総延長約115メートル
ツ　上田町通　　総延長約363メートル
テ　山下町72号線　　総延長約88メートル
ト　山下町73号線　　総延長約71メートル
ナ　山下町70号線　　総延長約115メートル
ニ　加賀町通　　総延長約518メートル
ヌ　関内本牧線　　総延長約729メートル
ネ　山下町132号線　　総延長約607メートル
ノ　豊後町線　　総延長約27メートル
ハ　九州町通　　総延長約34メートル
ヒ　山下町77号線　　総延長約38メートル

(7) 日本大通り駅周辺２地区

ア　山下本牧磯子線　　総延長約930メートル
イ　海岸通　　総延長約232メートル
ウ　国道133号　　総延長約163メートル
エ　山下高砂線　　総延長約208メートル
オ　港湾道路（大さん橋ふ頭１号線）　　総延長約275メートル
カ　新港90号線　　総延長約95メートル
キ　新港85号線　　総延長約47メートル
ク　新港87号線　　総延長約82メートル
ケ　山下町30号線　　総延長約60メートル
コ　山下町28号線　　総延長約56メートル
サ　山下町34号線　　総延長約71メートル
シ　山下町82号線　　総延長約61メートル
ス　山下町81号線　　総延長約61メートル
セ　山下町38号線　　総延長約76メートル
ソ　山下町132号線　　総延長約234メートル

タ　新港82号線（水町通り入口交差点～神奈川県民ホール）　総延長約214メートル
新港82号線（横浜地方合同庁舎～山下町132号線）　総延長約50メートル

2　前記生活安全経路の全域において実施すべき特定事業の内容及び実施時期

(1) 交通安全特定事業

ア　内容

(ｱ)　標識・標示の視認性の確保

(ｲ)　違法駐車の取締りを強化

(ｳ)　交通規制の実施

イ　実施時期

過去から継続しており、今後も継続的に実施する。

(2) 教育啓発特定事業

ア　内容

違法駐車防止に関する広報・啓発活動を実施

イ　実施時期

過去から継続しており、今後も継続的に実施する。

3　地区ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施時期（別添周辺地図参照）

(1) 関内駅周辺第１地区

ア　内容

生活関連経路 サ　国道16号、県道横浜鎌倉（関内駅北口交差点）

横断歩道にエスコートゾーンを設置

イ　実施時期

今後機会を捉えて検討

(2) 関内駅周辺第２地区

ア　内容

生活関連経路 カ　国道16号、県道横浜鎌倉（羽衣町交差点）

横断歩道にエスコートゾーンを設置

イ　実施時期

今後機会を捉えて検討

(3) 伊勢佐木長者町駅周辺地区

ア　内容

(ｱ)　生活関連経路 ス　山下町102号線（扇町三丁目交差点）

歩行者信号の音響機能の改善

(ｲ)　生活関連経路 ツ　伊勢佐木町82号線（新横浜通り 交差点部）

歩行者信号の音響機能の自動化

イ　実施時期

上記(ｱ)、(ｲ)ともに今後機会を捉えて検討

4　その他交通安全特定事業の実施に際し、配慮すべき重要事項

(1) 周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう、周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な周辺交通規制の見直しを実施する。

(2) 違法駐車行為の防止のための事業における配意事項

違法駐車の取締り、広報啓発活動等の事業を重点的かつ計画的に実施する。

桜木町駅周辺地区　交通安全特定事業　別添周辺地図

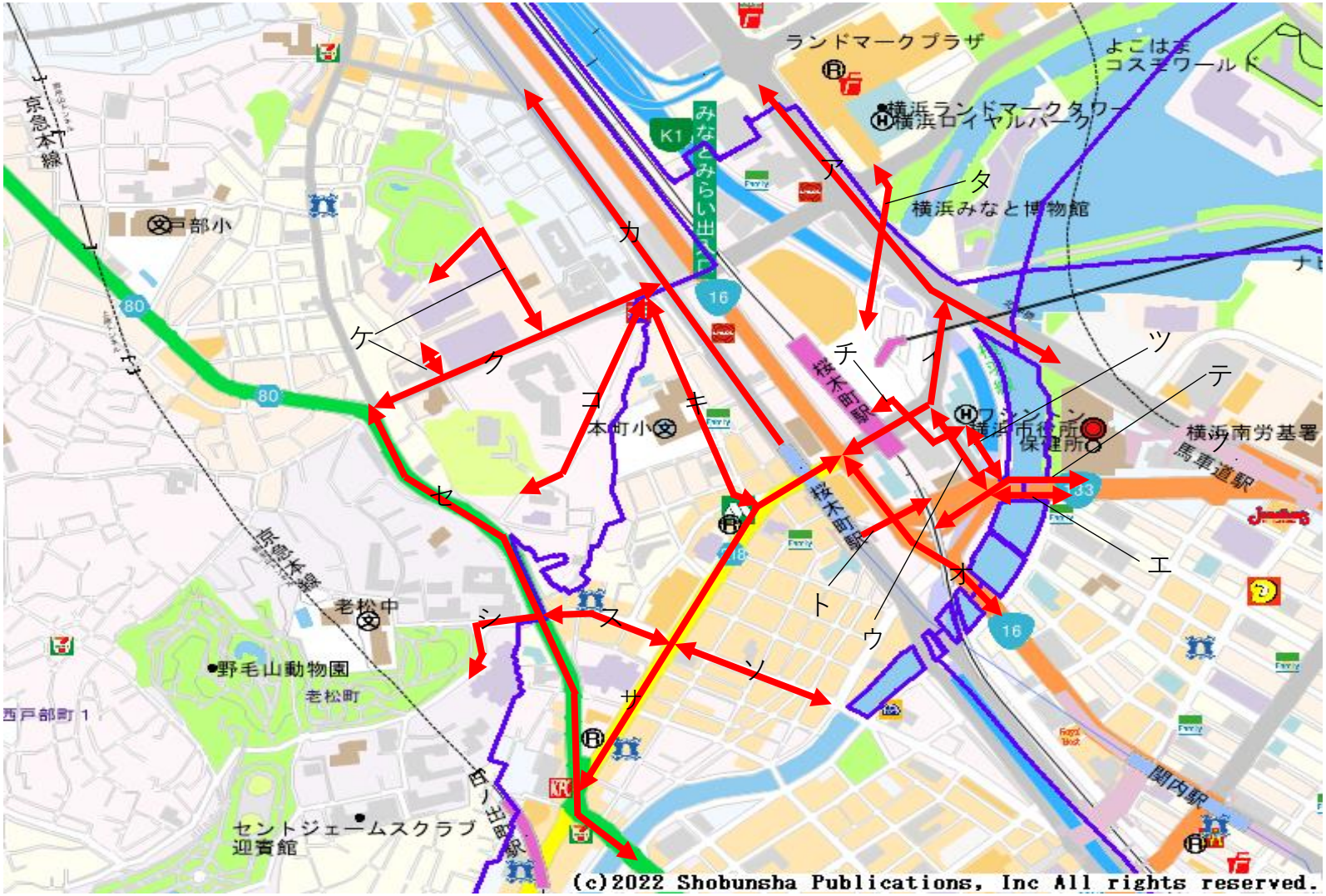

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます

ア～ト　　生活関連経路

馬車道駅周辺地区　交通安全特定事業　別添周辺地図

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます

ア～セ　　生活関連経路

関内駅周辺１地区　交通安全特定事業　別添周辺地図

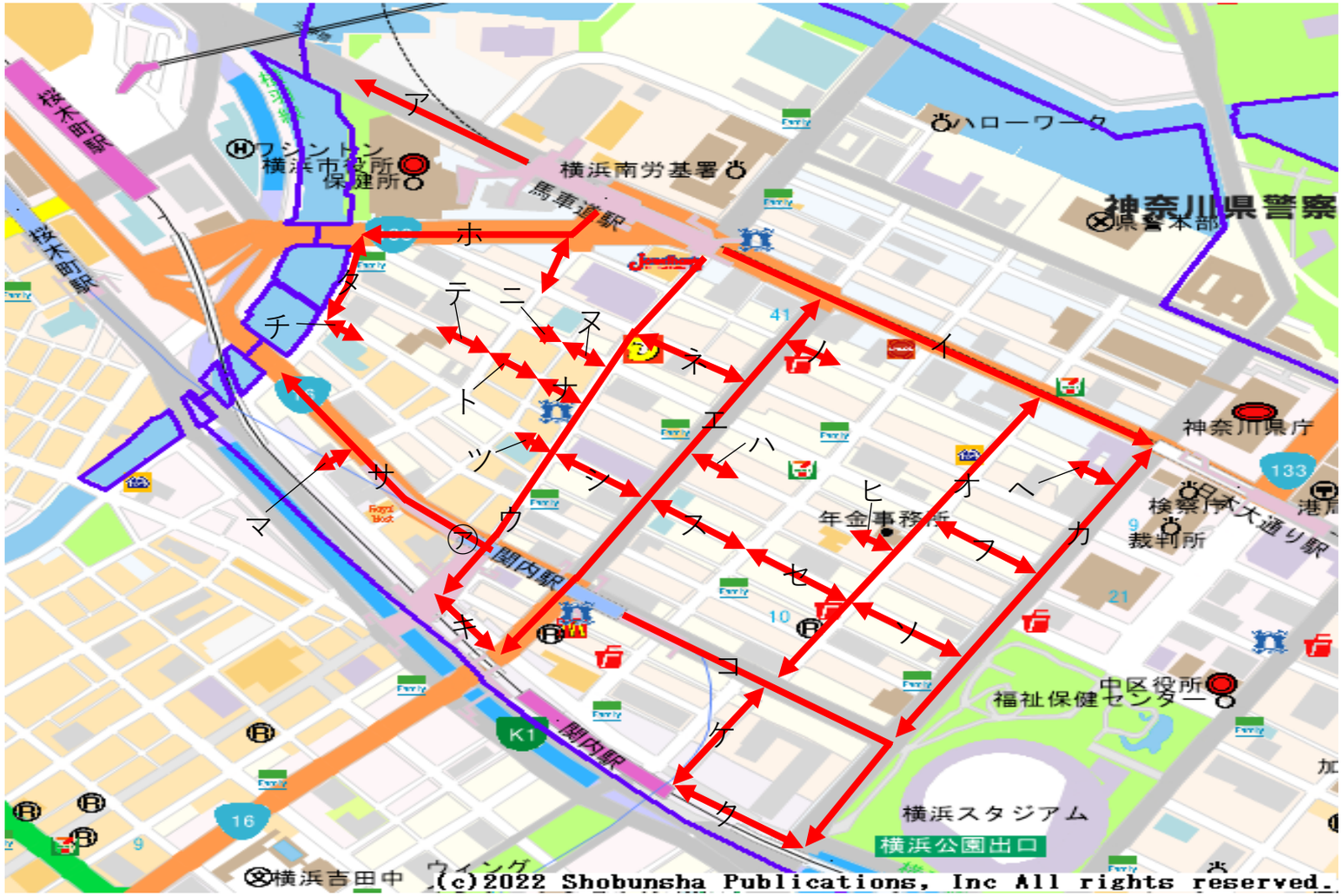

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます

ア～マ　　生活関連経路

㋐　　生活関連経路上の交通安全特定事業個所

関内駅周辺２地区　交通安全特定事業　別添周辺地図

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます

ア～チ　　生活関連経路

㋐　　生活関連経路上の交通安全特定事業個所

伊勢佐木長者町駅周辺地区　交通安全特定事業　別添周辺地図

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます

←→　　ア～ヒ　　生活関連経路

㋐、㋑　　生活関連経路上の交通安全特定事業個所

日本大通り駅周辺１地区　交通安全特定事業　別添周辺地図

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます

ア～タ　　生活関連経路

日本大通り駅周辺２地区　交通安全特定事業　別添周辺地図

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます

ア～タ　　生活関連経路